

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月3日(木)午前9時30分から午前10時15分

2. 開催場所 役場2階 第7・8会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
農業委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(2人)      5番 小澤 さよみ  
宇治 元一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について  
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当しない土地の判断について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季

## 8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

おはようございます。2月の農業委員会総会ということで、大変お忙しい中、また県のまん延等防止対策の中で、なかなか会議等開催ができない中でございますけれども、以前から申し上げていまして、農業委員会については規制の中での会合ということで、お集まりいただいております。会場的には、狭い中でございますが、今日は議案等の案件が少ないわけでございますので、短時間で審議を進めて参りたいと思います。よろしくお願ひいたします。本日の総会でございますけれども、5番の小澤委員、宇治委員より欠席の連絡がございました。

それでは、開会を新村職務代理よろしくお願ひいたします。

### (開会)

<新村職務代理>

皆さん、おはようございます。今日は節分ですけれども、まだまだ寒い中お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

### (会長あいさつ)

<福島会長>

おはようございます。今年は特に寒さを感じるわけでありましてけれども、あともう少しでありますので、体調に注意をしていただいて、お願ひをしたいと思います。今日は、大変どうもご苦労様です。

### (議事録署名委員の指名)

<福島会長>

7番の中村委員さんと3番の瀬戸委員さん、よろしくお願ひいたします。

### (議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

## 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1、2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

新潟県新潟市南区鍋湯<sup>なべかた</sup>…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、大字上島字上島…番、地目は畑、面積213㎡を、

大字上島…番地…にお住まいの B さんが取得するものです。

譲渡人の A さんは町外にお住まいで耕作の予定がないことから、申請地に隣接する農地を所有されている B さんが、申請地と合わせて管理をされるということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は46アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

#### <吉江推進委員>

1月17日に B さん、原委員と私の3名で現地にて立ち会いました。現地は、1ページを見てもらうと分かると思いますけれど、上島の(場所の説明)のすぐ辰野寄りの所でした。現地は、山と町道に挟まれた場所で、地目は田となっておりますが、数年間耕作がされておらず、木が生えた、現状は原野のような場所でした。境界はほぼ明確であり、B さんが今後耕作されるということで、問題はないと思います。ご審議、よろしく願いいたします。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字澤底…番地にお住まいの C さんが所有いたします、

大字澤底…番、地目は田、面積1751㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいの D さんが取得するものです。

譲渡人の C さんは高齢のため耕作ができないことから、申請地を既に貸借にて耕作されていた D さんが取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は3994アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

#### <古村推進委員>

この件につきまして、1月24日に新村代理、私と D さんの3人で現地を確認いたしました。ここは

澤底の(場所の説明)の下の方ですね。日当たりは良好で、田んぼを作るには適した所です。ここは、Cさんは高齢になりまして、ほとんど自分で耕作されていなかったということと、それから、そろそろ自分の土地を整理しなければならないという年齢になってきましたので、Dさんに土地の購入をお願いしたということです。ここは、圃場整備されておりまして、水利とか境界等はきちんとされており、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計13件、19筆、面積は23,938㎡、詳細は議案書の5ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第3号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断について】**

<山田事務局次長>

昨年9月の農地パトロールにおいて、複数年 B 判定であり、非農地判断を前提にご確認いただきました農地につきまして、農地の所有者もしくは経営者に対し、非農地判断に係る事前通知書を送らせていただきました。その結果、非農地とすることに承諾いただけなかった方以外の農地につき、今回ご審議いただきたいと思います。農地一覧は議案書の7ページから11ページに掲載の149筆、73,499㎡です。

賛成いただけましたら、所有者もしくは経営者に対して非農地通知書を送付します。また、法務局に対しては町長より申し出を行い、法務局登記官の職権で一括して地目変更を行っていただきますので、以前のような所有者自ら法務局に出向いて地目変更の手続きをとっていただくことはなくなります。

ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<野澤典生推進委員>

すみません、ちょっと教えていただきたいのですが、8ページ目の59番、Aさん外6名とありますが、これは入会権か何かですか。例えば、北大出で農地になっているけれど碑が建っているというような案件ですか。

<事務局 中澤>

ここは、そういうような案件ではなく、いわゆる普通の農地で、Aさんとその外6名のご兄弟の共有で持たれている農地です。

<野澤典生推進委員>

そうですか。北大出のそういう入会地の所が出た場合はどういうふうになるんですかね。わずか1aもないというような所なんですけれど、Bの土地になってしまっていて。

<事務局 小松>

それは、農地法とは別の関係、法務局や固定資産税の関係もあるため、その担当部署の方に別途確認させていただいてもよろしいでしょうか。

<野澤典生推進委員>

分かりました。

<根橋推進委員>

確認になるけれど、本人から全て承諾が来ているということで良いですか。

<事務局 中澤>

承諾というか、「非農地にしないでくださいという方のみ、〇月〇日までにご連絡をください。」という通知を出させていただいています。

<根橋推進委員>

そういう方法なんだね。ほっとけば良いやという人、意思がはっきりしないでいる人もいるということだね。

<新村職務代理>

私は、関係した人からとても感謝されました。おかげさまで、あちこち行かなくて済んだということで、本当に良い制度を取り入れてもらったなと思います。

<中村委員>

確認の方法なんだけれど、反対の方が良いんじゃない。というのは、農地以外のものにして欲しいという意見を取った方が良いのではないか。放っておいたら、地目が農地以外のものになっていたということになる。

<事務局 小松>

確かにその方法が一番望ましい、理想的だと思いますけれど、そのまま放ったらかしになっている所が多いので、こういうやり方をするということで、またそれに対して返事が来ないと、そのままになってしまうのかと思います。

<中村委員>

本人の意思がなくて、勝手に登記地目を変えてしまうのもどうかと思う。

<根橋推進委員>

今の意見に賛成で、手はちょっとかかるかもしれないけれど、自分が非農地にすると非常に手がかかることじゃないですか。それを代替してやっていただけるので、少なくともそれは非農地にして良いですよという承諾書を取るまでは、ちゃんと個人の意思を確認してからの方が良い。事務的には来年 B 判定しなくても良いから良いんだけど、そういうことではなくて、一般的な登記の流れからすると、その程度で良いのかなという疑問があります。今までそういうルールでやって来た部分もあるだろうから、行けというわけにはいかないと思うけれど。そうすると、意思表示しない人がぞぞっと出てくるだろうけれども、通知だけは差し上げて承諾は取られた方が良くないと、意見として思います。

<事務局 中澤>

今回は、特に県の方から非農地との区分けをきっちりしましょうというということで、その先には国はもともとは再生可能エネルギーを農地ではない所で進めていきたい、遊休農地の所に進めていきたいということが根底にあって、そこで各農業委員会が担当の所の明らかで農地でない所を非農地にしましょうという動きがあって、今回職権で法務局で地目を変えられるというのも、国や県の方針に則ってやりましょうということです。

<中村委員>

それは良いんだけど、まとまった農地の地目を変えるのは良いんだけど、その変えても良いという意思表示は、それは県の方から指示はないんでしょう。

<事務局 中澤>

一応書式は来て、それを使っています。

<中村委員>

刑争になった場合、それはどうなるか。承諾していないのに、なんで変えたのかという争いになった時に、どっちが勝つか。あくまでも個人の所有であるため、その人の意思表示がないのに変えちゃったというとならうと思う。

<根橋推進委員>

結構な数が、もう手を付けていないし、管理していないから良いかというあいまいな部分の中には含まれているため、承諾書を取っておけば担保になるかなと考えます。

<赤羽事務局長>

次回以降、県にも相談しながら懸案事項として、上伊那の中でもどのような形をとっていくか、合わせながら対応していきたいと思います。

<根橋推進委員>

やっぱり判断がね、権限があると言いながら第三者が判断してきているので、手は入っていないけれどこのままで良いという所有者本人の意思があったりするとね、文書に異議がなければ法務局で手続きをしますよと書いてはあっても、そういうのってすごい軽いじゃんね。やっぱりくどい話だけれど、意思表示が必要だと思う。県の意向、進め方の問題もあるけれど、手続きの問題もある。進め方と手続きはちょっと違う部分があるので、できるだけ上伊那なら上伊那で、県内の動きがどうか、どんな方法でやっているのか、それに合わせてやっていかれて方が良いかなと思います。

<新村職務代理>

通知を出して、それに対して返事はあるわけですね。

<事務局 中澤>

全員ではないですが、異議がある方からは返事がありました。異議がない方も、中には十何名位はお電話いただいて、非農地にしてくださいということを書いてきていただいた方もいらっしゃいました。

<新村職務代理>

私は、知り合いの人がたまたま地目を変えたいという時であったのでやってもらってとてもありがたいと言われました。

<赤羽事務局長>

近隣市町村のやり方を含めて検討させていただきたいと思いますが、今回の議案についてはこういう形で進めさせていただくということで、ご了解いただけたらと思います。

<原委員>

この名簿にある人たちは、返事がなかった人たちというふうに見て良いですか。

<事務局 小松>

「非農地にして欲しくない方(異議のある方)は、連絡をください」という案内にしています。

<原委員>

じゃあ、そこまで100%理解できて出していないということは分からないということですね。私も、ある程度本人の確認というのはあった方が親切かなと、私達の見た立場の責任もあるので、これは個人的にぱっと思ったのは、私の担当の官所についてはちょっと声を掛けてみるのも良いかなというふうに感じました。やっぱり意思表示はあった方が良いかなと思います。

<中村委員>

所有者で亡くなっている方もいるじゃんね。その人はもう意思表示はできないじゃんね。

<事務局 中澤>

所有者は、亡くなった方はいらっしゃって、こちらで相続人が分かっているので、実際の通知は相続人の方に送っているんです。なので、相続人の方から連絡がない人もいれば、ある人もいました。ここに載っているのは、あくまでも所有者なんですけれど、結構高齢の方が多いので、ほとんどが相続人の方、家庭に通知させていただいています。相続人の方も、既にどこにいらっしゃるのか分からないということで、通知が返ってきてしまった方達(7~8件位)は、もちろんここから省いています。

<野澤典生推進委員>

自分の担当の所を見ると、地番が近いので例えば山際とかそういう所だと考えられるんですが、昨年確認したと思いますが、農振農用地域の中にポツンとあるという所はいくつかあるんですか。

<事務局 小松>

農地パトロールの際に、そういう視点で見てくるようにということで確認しているので、入っていないはずです。

<根橋推進委員>

通知を出した中で、非農地にしないで良いという所はどれくらいありましたか。

<事務局 中澤>

20件位はありました。農地として使っていないけれど農地のまま残したいという方や、相続する時も農地のまま相続したいという内容でした。

<根橋推進委員>

それが0件だと、目は確かだと思えるけれど、そういうのがあるとちょっとね。

<福島会長>

そのほか、よろしいでしょうか。先ほど課長が言ったように、今後は県等に連絡を取って進めていくということで、今回はこの件についてご承認を願いたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

※赤羽事務局長より、本日の総会の様子がほたるチャンネルで録画され、後日放映されることについて委員の了承を確認。

## その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出していただきたい。事務処理上、2月の活動記録簿は3月中旬までに(→後日、2月末までに変更)提出していただき、また、3月の活動(活動記録簿の提出)は上乘せ報酬に反映できない点をご了承いただきたい。

○農業者年金加入推進ニュース No.10 の配布について(事務局 小松)

→配布資料に基づき説明。

辰野町では、1月末に女性1名が加入され、今年度は合計で2名の方が新規加入となった。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 小松) →なし。

○「全国農業新聞」の委員皆購読の達成に伴う奨励措置(クオカード 500 円配布)について  
→各委員にクオカード 500 円分/人配布。

また、委員任期満了に伴い、購読をやめる場合は、3月 15 日頃までに事務局へ連絡をいただきたい。

○農地調整ハンドブック・農業委員会腕章・委員章・会服の回収について(事務局 小松)  
→次回総会時に、上記のものを回収させていただく予定(会服は赤いジャケットのみ回収)。次期も委員となる予定の方は、返却不要なもの有り。

○農業委員会研修旅行について(赤羽事務局長)  
→旅行参加予定者で話し合った結果、コロナの感染状況も鑑み旅行は中止することとなった。  
以前もお伝えしているが、12 月 17 日以降はキャンセル料が発生している。キャンセル料については、任期3年間の会費等の全体的な精算の中で個人の明細に記載・精算させていただきたい。3月末には任期満了慰労会も予定しているが、まん延防止措置の状況も見ながら次回総会の際に相談したい。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)  
→配布資料に基づき説明。

○今後の予定(赤羽事務局長)  
次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:3月2日(水) 午前9時 30 分から 役場第7・8会議室

## (閉会)

どうも皆さんご審議ありがとうございました。コロナ禍で本当に大変な時ですけれども、体に気を付けて過ごしていただきたいと思います。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印